

パターン①

派遣先の  
正社員

派遣  
労働者  
(\*1)

派遣先の正社員と派遣労働者の賃金は同じでなければいけません  
(これを“均等待遇”といいます)

- ① 仕事の内容が全く同じ就業時間が全く同じ
  - ② 就業日数が全く同じ
  - ③ 責任の程度が全く同じ
  - ④ 人事異動の範囲が全く同じ
  - ⑤ 転勤の範囲(転勤される地域の範囲)が全く同じ
- 上記①～⑤の全ての内容が同じ場合

※1 同一労働同一賃金の対象となる派遣労働者には

- ① 派遣会社で正社員として雇用されている者を派遣している場合
- ② 派遣会社で無期雇用労働者として雇用されている者を派遣している場合
- ③ 派遣会社でパートタイム労働者として雇用されている者を派遣している場合
- ④ 派遣会社で有期雇用労働者として雇用されている者を派遣している場合

上記①～④のすべての場合が含まれます。

つまり、派遣会社で正社員として雇用されている者を派遣している場合でも派遣先の正社員との均等・均衡を図らなければならぬのでご注意ください！

パターン②

派遣先の  
正社員

派遣  
労働者  
(\*1)

派遣先の正社員と派遣労働者の賃金は①～⑤の内容の違いに応じて均衡を図らなければならない  
(これを“均等待遇”といいます)

- 上記①～⑤の内容が少しでも違う場合